

件名

## 小平市立中央公園横の樹林地全体を 市民が利用できるようにすることについて

趣旨説明

小平市立中央公園の体育館の東側の林は、身近な自然の中の憩いの場として、多くの地域住民に日常的に親しまれてきました。早朝から夕方まで、太極拳に集まる人、ゲートゴルフに興じる人、体操する人、散策する人などが、毎日のように利用しています。また、ベンチで談笑したり、一人静かに過ごしたり、ウォーキングの休憩場所にしたり、お弁当を食べたり、ハイキングをしたり、様々な人の多様な過ごし方を受け入れる場でもあります。

保育園のお散歩や幼稚園や小学校の遠足や校外学習、自然観察会など、身近な自然は学びと遊びと育ちの場にもなっています。玉川上水に隣接したこの林は、都内に珍しくヒグラシの生態を観察できる林であり、渡り鳥の中継地であり、多様ないきものが棲む豊かな自然であることが観察から明らかになってきました。

暖かい季節に開かれるプレーパークでは、多くの子どもや大人がのびのび遊び、初夏と秋には宮澤賢治の幻燈会が開催され、秋には武蔵野美術大学生による野外アート展の会場となるなど、さまざまなイベントも開かれています。デッサン、ダンス、コンサート、美術展や哲学講座、ワークショップなど、創造や表現の場としても利用されています。

小平市内には、この林のように自由に立ち入りできて、思い思いに過ごすことのできる林は少なく、市内の緑が減少する中で、その存在価値はますます増していると感じています。

今年1月15日、東京都は小平市立中央公園横の樹林地内の小平都市計画道路3・2・8号線建設予定地部分を（一財）大日本蚕糸会から購入しました。2月16日から樹林全体の約半分にあたる予定地部分の周囲に柵を設置し、柵内は立ち入り禁止とする札を掲示しています。

私たちは1月21日に東京都北多摩北部建設事務所を訪ね、樹林全体を以前同様に市民が一体的に利用できるようにしてほしいと要望しました。それに対して、東京都北多摩北部建設事務所からは、都が購入した部分を小平市が借りて管理するなら、柵を外すことも検討可能との回答がありました。

これを受けて、1月23日に市民がこれまで同様に樹林地全体を利用できるような措置を小平市長に求める要望書を提出しましたが、小平市は、都の土地なので都が管理すべき、都が管理するなら日常的な窓口や緊急時の対応はするという姿勢です。

しかし、大日本蚕糸会が所有していた今年初めまで、小平市は長年この土地を管理しており、この土地の管理方法については、東京都よりも熟知しています。これまで通り市民が林に立ち入れるようにして、市民の目が行き届くやり方で、市が、林を一体的に管理するほうが、管理や安全の面でも利点が多いのではないのでしょうか。

この林のすぐ南側の玉川上水遊歩道は、同じ道路の予定地ですが、今も変わらず通行自由です。林と異なり、もともと都の所有であること、また、道路と林という違いはありますが、このことはまた、柵は都が取得したことを示す印であって、現状では立ち入り禁止にする必要はないということを示しています。多くの人が市内外からウォーキングや散策、観察などに訪れる玉川上水をこれまで通り、自由に通行できる状態にしておくことには、公共性があります。そして、多くの地域住民が息をつき、自分を取り戻し、日々の暮らしの支えとしている林全体をこれまで通り自由に入れる状態にしておくことにも、同じように公共性があると思います。

公有地の有効活用という意味でも、市内外の多くの人に愛されるこの樹林地全体を一体的に利用できるよう、小平市が東京都と協力して、可能な措置を取ってくださいますよう要望します。

以上、請願の趣旨についてご説明いたしました。ご賛同いただけますよう、よろしく願いいたします。